

意見書案第5号

(和光市議会)

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

上記の意見書案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出  
します。

平成24年9月21日

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

田上安男

並木修二

阿部かをる

栗原次男

金井伸夫



## 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

昨年の大震災や原子力発電所の事故における我が国の対応は、「想定外」という言葉に代表されるように、国家的な緊急事態における取り組みの甘さと法律の不備を露呈することとなりました。

一方、多くの国々では、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下に迅速に対処する体制を整えています。

我が国のように平時の体制のまま国家的緊急事態に対処しようとすると、被災地で初動対応する自衛隊、警察、消防などの移動、私有物の撤去及び土地の収用等に手間取り、さまざまな支障を来すこととなります。結果的には、さらに被害が拡大することとなります。

また、我が国の憲法は平時を想定したものとなっており、大規模自然災害や外部からのテロなどに対応するための「緊急事態条項」が明記されていません。

よって、国においては、今後想定されるあらゆる緊急事態に備え、国民の生命と財産を守るため「緊急事態基本法」を早急に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月21日

埼玉県和光市議会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	平田	健二	様
内閣総理大臣	野田	佳彦	様